

2011年度 第11回 パルシステム千葉NPO助成基金応募要項

1. パルシステム千葉 NPO 助成基金とは
この基金は、環境や福祉など様々な課題に対して自発的に取り組み活動しているNPO、または今後活動を立ち上げようとしているNPOを、パルシステム千葉が資金面で助成する制度です。パルシステム千葉が助成を行うことで、自らの手で課題解決に取り組む市民参画型の活動・運動・事業を支え、NPOとパートナーシップを組みながら市民による地域社会づくりを促進することを目的としています。
2. 助成の対象となる分野
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動（※注1）。その他運営委員会が適当と判断したもの。
3. 助成の対象となる団体・事業
 - (1) 千葉県内に事務所を有し、活動・運動・事業を行っている、あるいはそれらを始めようとする団体などの自主組織であり、事業遂行能力を有するもの。
 - (2) 団体の規模や法人の有無は問いません。ただし、著しく政治・宗教・思想・個人利益に偏するか、閉鎖性が強いと認められる場合は除きます。
 - (3) 同一の活動・運動・事業による助成回数は3回までとします。
 - (4) 他の助成金と同事業、同内容では申請できません。
4. 助成基金の用途
 - (1) 活動・運動・事業を始めたり発展させて行くために必要性の高い機器の購入費など。
 - (2) 活動・運動・事業の実施のために直接必要となる経費。
※注：経常的に出る経費（人件費や家賃等）は対象になりません。
5. 助成額
助成は1事業年度につき1件且つ上限額を30万円としますが、本助成金を活用して新規立ち上げを行う場合のみ、上限額を50万円までとします。なお、審査の結果、申請額に対して満額支給とはならない場合もあります。
6. 申請書作成について
 - (1) パルシステム千葉 NPO 助成基金申請書（様式1）に直接記入あるいはパソコン等で作成してください。パソコンを使って作成する場合は、フォントを10以上にしてください。手書きの場合は、黒インクかボールペンで記入してください。
 - (2) 控えとして手元に申請書の写しを必ず保管してください。
 - (3) 申請書は、パルシステム千葉のホームページよりダウンロードできます。
<http://www.palsystem-chiba.coop>（パルシステム千葉 左側中ほどにバナーがあります。）
7. 申請時に提出する書類
 - (1) パルシステム千葉 NPO 助成基金申請書（様式1）
 - (2) パルシステム千葉 NPO 助成基金申請書受理票（様式2）
申請書を受理したことを証明する書類です。申請団体名と、代表者名を記入してください。本票は申請書を受理後、受付番号を記入し、申請者に返送いたします。
 - (3) 誓約書（様式3）
 - (4) 見積書等
器具・機材購入に限ります。また、1品目10万円以上になる場合は、2社分の見積書を提出してください。コピー可。
 - (5) 返信用封筒
受理票の返信先となる住所・氏名を明記してください。切手不要。

- (6) 前年度決算報告書と今年度予算計画書のコピー
- (7) 団体紹介・過去の事業の資料など、活動内容のわかる資料 ※7部ご用意下さい。
 <※(6)、(7)がない新規立ち上げの団体は、以下の資料をご提出ください。>
- (8) 呼びかけ人(立ち上げの人)一覧(別紙1)
 ※特定非営利活動法人を立ち上げる場合は10人お書きください。
- (9) 定款(会則・規約など団体の理念、目的、実施事業、運営体制等がわかるもの)
- (10) 立ち上げまでのスケジュール
- (11) 特定非営利活動法人の所轄庁への申請受理票のコピー ※新規立ち上げ50万円上限の申請団体のみ
 (本助成金申請時で未受理の場合は結構ですが、受理後、コピーの提出をお願いすることがあります。)

8. 助成申請公募期間

2010年12月1日(水)～2011年1月17日(月)

締切日:2011年1月17日(月)※当日消印有効(持ち込み不可。郵送に限ります。)

9. 助成団体の選考

「パルシステム千葉NPO助成基金運営委員会」が3月中に選考・決定を行います。助成団体は、運営委員会と覚書を締結します。覚書締結後、1ヶ月以内を目処に助成金を交付します。

10. 事業の実施について

(1) 当助成事業実施中における申請内容の変更については、以下の通りとします。

- ① 代表者、連絡先等の変更があった場合:速やかに「団体情報変更届」(様式4)を提出して下さい。
- ② 助成事業を実施しなかった申請団体・団体代表者については、3年間、新たな助成申請を受け付けないことがあります。万一、助成事業の実施・継続に不安が生じた際には、直ちに事務局にご相談ください。

(2) 物品の購入、または研修やシンポジウムなどを開催した場合、購入物あるいは掲示物、チラシ等にパルシステム千葉NPO助成基金の事業である旨の表記をしてください。

表記例:「パルシステム千葉NPO助成基金助成事業」

「この事業はパルシステム千葉NPO助成基金の助成により運営しています」

11. 授与式および報告会の参加について

本助成を受けた団体は、授与式(2011年5月を予定)および報告会(2012年5月を予定)に参加することを条件とします。

12. 活動事業報告

本助成事業に係る活動は、交付から2011年3月末日までに終了するものとし、同日をもって会計報告を含む活動事業報告をまとめ、「パルシステム千葉NPO助成基金による活動報告書」(様式5)を4月末日までに提出してください。

なお、新規立ち上げ団体で50万円を申請した団体は、別途、「中間報告書」を10月末までに、提出していただきます。中間報告書は、事業実施期間中に事務局より送付いたします。

13. 報告時提出書類

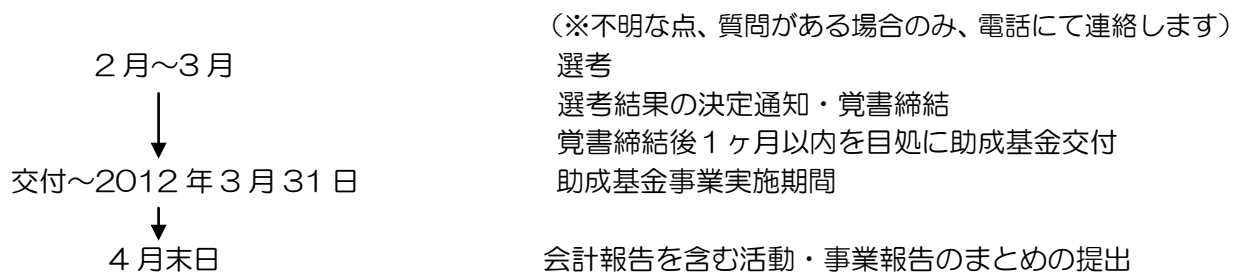
- (1) パルシステム千葉NPO助成基金による活動報告書(様式5)
- (2) かかった経費の領収書のコピー。
 A4の紙に重ならないように貼って下さい。(左側に余白3cmを残し、片面のみご使用下さい。)
- (3) 実際に活動している状況がわかるもの(写真、配布資料、広報紙など)

14. 申請受理から助成基金交付までの流れ

2010年12月1日～2011年1月17日

助成基金公募受付
ヒアリング調査





※注 1 特定非営利活動（特定非営利活動促進法別表）

- ① 次に該当する活動であること
- 1 保健、医療または福祉の増進を図る活動
 - 2 社会教育の推進を図る活動
 - 3 まちづくりの推進を図る活動
 - 4 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
 - 5 環境の保全を図る活動
 - 6 災害救援活動
 - 7 地域安全活動
 - 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - 9 国際協力の活動
 - 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - 11 子どもの健全育成を図る活動
 - 12 情報化社会の発展を図る活動
 - 13 科学技術の振興を図る活動
 - 14 経済活動の活性化を図る活動
 - 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - 16 消費者の保護を図る活動
 - 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

※この申請で知り得た情報は、助成金の選考と、（特活）NPO 支援センターちばからの情報提供（希望の場合）以外では使用しません。選考結果については、2011年3月31日までに郵送にてお知らせ致します。
 ※選考理由に関するお問合せには応じかねますので、ご了承ください。

■お問い合わせ・申請書／活動報告書提出先

パルシステム千葉 NPO 助成基金運営委員会
 事務局：特定非営利活動法人 NPO 支援センターちば
 （担当：宮奈・小溝）

〒277-0005 千葉県柏市柏 2-5-9 岡田屋ビル 5F
 TEL：04-7168-8600 / FAX：04-7168-8611
 E-mail：mail@npo-scc.org

※本助成基金は、（特活）NPO 支援センターちばが運営委員会事務局を受託運営しています。

パルシステム千葉NPO助成基金 Q&A

	Q	A
1	要項および申込み用紙は、どうすれば入手できますか？	パルシステム千葉の HP からダウンロードいただくか、郵送でもお送りしています。 http://www.palsystem-chiba.coop
2	新規立ち上げ団体の対象になる基準はなんですか？	本助成基金における「新規立ち上げ団体」とは、以下の状態にある団体を指します。 1) 現在、任意団体として活動中で、新たに特定非営利活動法人を取得しようとする団体 または、 2) 新たに個人・団体が集まり組織を形成し、特定非営利活動法人を取得しようとする団体 ※申請に必要となる必要書類については応募要綱「7. 申請時提出書類」をご確認下さい。
3	NPO ではないのですが、申請できますか？	パルシステム千葉では地域のために活動するボランティア団体、市民団体、NPO 法人など、公益活動を行う団体をNPO と捉えています。法人格が無くても応募できます。また、団体の規模も問わないので、活動を始めたばかりの団体でも応募できます。
4	事務所を借りたいのだけれど、賃貸料は出ますか？	賃貸料や、事務局の人件費など団体の事務局運営にかかる経費は対象外です。本助成金では、団体が継続するために最小限必要な経費については、団体の中で支出できる仕組みが必要と考えています。
5	同じ事業でも、他の助成金に申請できますか？	助成金の用途が異なれば可能です。申請用紙の6に、記入欄がありますので、当該事業の用途と、他に申請した助成金の用途の違いを分かりやすく記載してください。
6	申請についての質問や相談はできますか？	できます。要項をお読みになって、ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡下さい。